

第1章 健康と医療

第4節 自然公園とレクリエーション

1 現状と動向

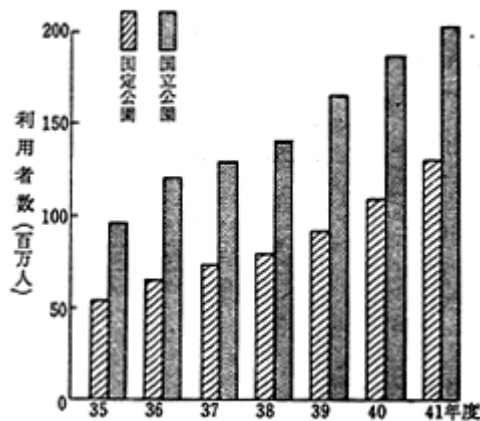
自然公園は、国民の保健、休養及び教化の場として古くから親しまれてきたが、近年の社会経済情勢の変化は、これらの野外レクリエーションの需要をますます増大させている。

悪化しつつある都市の生活環境や、都市生活の緊張から一時的にものがれ休息したいという欲求の高まりと一方では所得と余暇時間の増大とがあいまつて自然公園の利用者はめざましく増加しており、また、自動車をはじめとする交通機関の普及発達により、都市から遠隔の地にある自然公園においても、その利用者が増加している。

昭和41年の国立公園及び国定公園の延べ利用者は3億3千万人に達し、35年のそれと比較すると2.3倍に達している(第1-4-1図参照)。

第1-4-1図 国立・国定公園利用者数の推移

第1-4-1図 国立・国定公園利用者数の推移

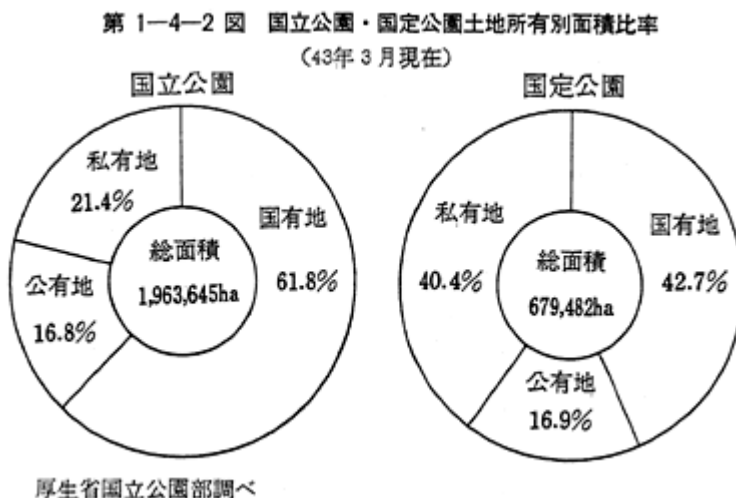


厚生省国立公園部調べ

このため、一部の自然公園においては、交通の渋滞や騒音のような過剰利用現象がみられ、これがひいては貴重な自然を破壊する原因ともなっている。これを解決するためには、公園利用施設を整備して公園利用者を円滑にさばくとともに、公園の保護を強化するためその管理体制の充実を図る必要がある。

一方、経済社会の発展は、各種産業開発を自然公園内にも進出せしめており、最近では、自然公園が都市化、住宅地化する傾向すらみられる。わが国においては自然公園は第1-4-2図のとおり土地の所有者のいかんを問わず、公園区域とする建前であり、これを地域制公園と称している。地域制公園は、わが国のように国土が狭小であるところに多数の人口をかかえる国における一つの行き方であり、保護すべき自然が私有地であるがゆえに国民一般の利用に供されえないという不合理を排するものでもある。しかし、常に私権との調整を図り、また、各種の国土開発との調整を図りつつ管理しなければならないために、ともすれば行き過ぎた開発を余儀なくされるとがあることも事実である。

第1-4-2図 国立公園・国定公園土地所有別面積比率



自然は、学術研究の対象であり、国土の保全及び国土資源の保全上、重要であることはいうまでもなく、人間の豊かな精神や能力をはぐくみ健康を守るものであつて、国民の生活から切り離すことができないものである。さらに自然は国土愛、郷土愛の対象として、国民性をつちかう基盤であるから、われわれはこれを保護し、後代に引き継ぐべき責任があるといわねばならない。

今日、国立公園の指定はほぼ終了し、主たる国定公園の指定もまた峠を越しつつある。今後においては、前述したような問題に取り組み自然公園の保護とその適正な利用に関する長期的展望にたつ諸方策を講ずる必要がある。厚生大臣から自然公園制度の基本的方策について諮問を受けていた自然公園審議会が43年4月行なつた答申は、この問題に取り組み長期的展望、具体的施策について提言を行なつている。

この答申は、野外レクリエーションが、今後の国民の余暇利用の最も好ましい形態として評価され、その需要は多様化しつつさらに増大するとみており、したがつて、これを受け入れる自然公園の過剰利用を予想している。一方、産業経済活動の進展は、都市周辺から急速に自然を失わせるのみならず、現在比較的状態の保たれていた地域においても、産業開発、道路整備等が行なわれ自然の破壊が行なわれるおそれが多分にあるとしている。かくして、今後重要度を増べき自然がますます危機にさらされるという事態が予想されるわけである。

そこで答申は、今後の自然公園行政の方向として次の5項目をあげている。(1)急激に増大する野外レクリエーション需要に対処するため、自然公園の量的拡大を図るとともに、新たな対象を自然公園体系に編入する等によつて、自然環境におけるレクリエーションの場を確保すること(2)各種国土開発の進展に対処して自然の保護と適正な利用を図るため、適切な公園計画を策定し、計画の実効性の確保に努めること(3)自然公園の管理体制を強化すること(4)自然公園の公共施設、休養施設の整備を推進すること、このため国の財政措置の充実に努めること(5)自然保護思想の普及徹底に努めること。

具体的な施策としては、次のようなことが考えられるとしている。すなわち、将来、人口の集中が予想される地域及びその周辺に利用性の高い国定公園や都道府県立自然公園を設けること。海浜、丘陵、湖沼等、自然環境の残されている場所を休養地として施設を整備し、主として日帰り又は週末旅行者の用に供すること。海中の景観を保護し、利用するため海中公園を設定すること。将来のモータリゼーションの動向に備え道路公園を整備すること。

地域制公園の性格上保護を徹底しがたい場合における措置として42年度に実現をみた民有地の買上げ制度を拡充すること。生態学的に貴重な自然が純粋に保存されている地域を恒久的に保存するため、「自然保存地区」ともいふべきものを設定すること。

「自然保存地区」内では車道、索道等の利用を一さい排し、人間が原始的自然に接しうることを建前としている。

また、自然公園の美化に努めることはいうまでもなく、さらに、破壊された自然についても、復元の努力を惜

しんではないとしている。

これらの施策について、今後法制上財政上の検討を加え緊要度の高いものから逐次実施することとなろうが、自然の保護は、このような施策のみで足りるものではなく、国民の協力が是非とも必要である。その意味で「自然保護憲章」ともいうべきものの制定のための国民運動の推進が提言されている。

(C)COPYRIGHT Ministry of Health , Labour and Welfare

第1章 健康と医療

第4節 自然公園とレクリエーション

2 自然公園

(1) 自然公園の指定

国立公園は、わが国の風景を代表するに足りる傑出した自然の風景地という基準に基づいて、昭和9年度から39年度までに23か所の指定が行なわれ、その体系整備については、一応完了したものと見えるので、今後の新規指定並びに公園区域の拡張等は、厳格に行なうこととなる。

国立公園については、国立公園に準ずるすぐれた自然の風景地を保護し、利用するために、昭和25年度から41年度までに28か所が指定され、これにより37年に自然公園審議会から答申のあった「国立公園候補地の選定について」による11か所の候補地はすべて指定されたわけである。しかしながら、国内には、なお国立公園としてふさわしい自然の風景地が残されており、また、最近の野外レクリエーション需要の増大に対処し、大都市周辺の適地に新たな国立公園を開発する必要性が生じている。このため41年11月自然公園審議会に対し、新しい「国立公園候補地の選定について」の諮問がなされ、42年6月に次のとおり答申があった。すなわち、それぞれ単独で国立公園候補地とすることを適当と認めるものとして、(1)下北半島(2)栗駒(3)妙義荒船佐久高原(4)天竜奥三河(5)能登半島(6)越前海岸(7)鈴鹿(8)氷ノ山後山那岐山(9)西中国山地(10)壹岐対馬の10か所。また、それぞれの国立公園に編入することを適当と認めるものとして(1)筑波山(水郷国立公園)(2)丹後半島(若狭湾国立公園)(3)北松浦及び伊万里湾(玄海国立公園)の3地区であり、今後はこの答申に基づいて、必要か所の現地調査を行ない、区域及び計画の適正なものについて順次指定を行なう予定である。

一方、明治百年を記念して、自然環境に恵まれない大都市住民に、森林に親しむ野外レクリエーションの場を提供するとともに、あわせて自然の科学的、文化的、精神的な効用に関する国民の理解を高め自然愛護の思想を涵養するために、東京都及び大阪府の郊外にある高尾山及び箕面山を含む一帯が、それぞれ明治の森高尾及び明治の森箕面国立公園として、42年12月に指定された。

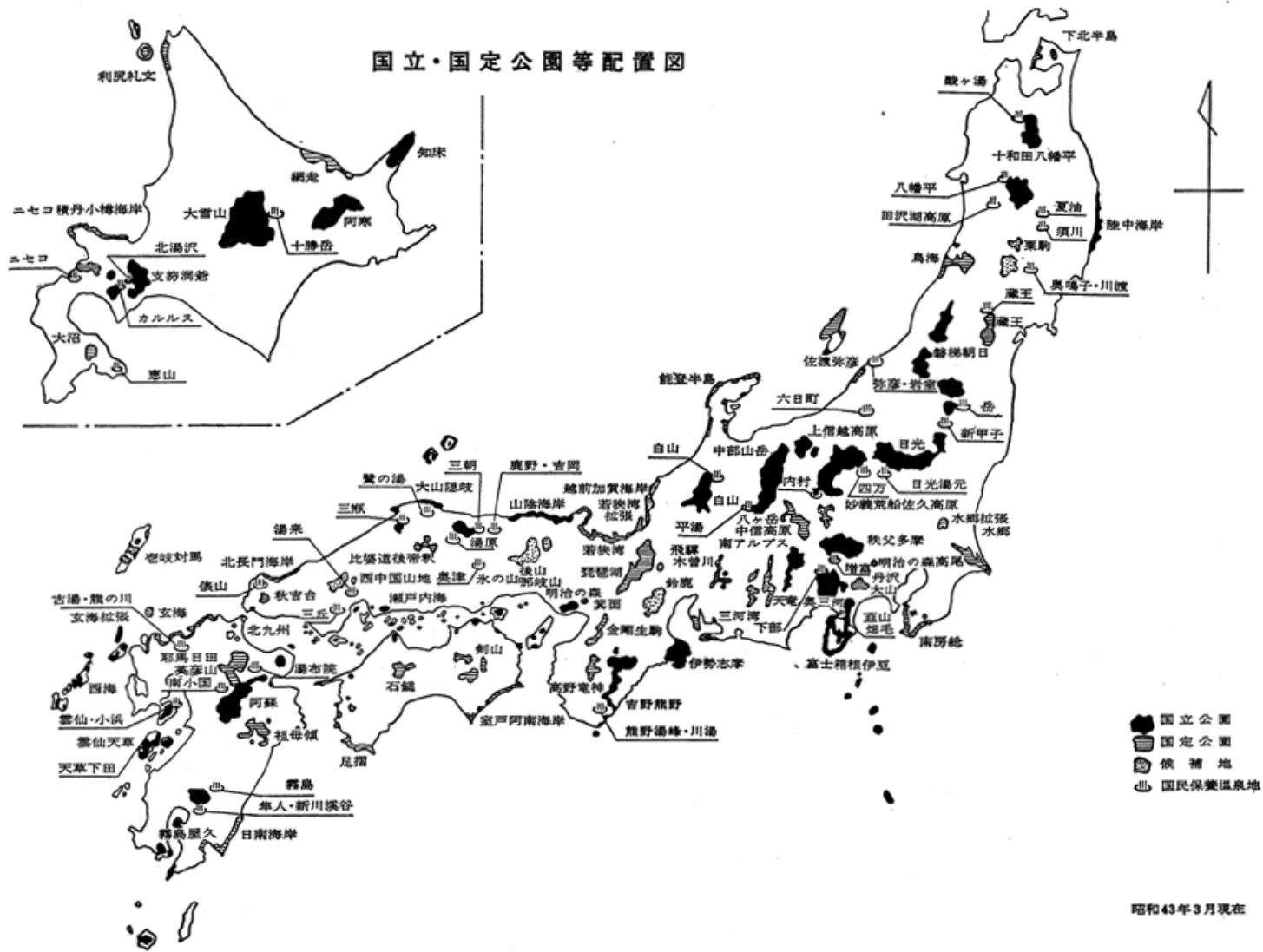
国立公園のタイプとしては、自然保護に重点をおくものと、大都市の周辺に位置して利用性の高い自然の風景地であるものと二つに分けられるが、前者については、配置を考慮することなく、適当なものがあれば指定を行なうべきであり、後者については、利用の分散の見地から、野外レクリエーションの需要に応じて、積極的に開発することが望ましい。

このことは、都道府県立自然公園についても同様なことがいえるので、それぞれのタイプのものを確保するよう、都道府県を積極的に指導する必要がある。

また、急激に増大するレクリエーション需要に対処して、自然公園体系の拡大を図る必要があり、野外レクリエーションの内容の変化、多様化に応じて新しいタイプの自然公園、たとえば、海中公園、道路公園、森林公園などの整備も検討を要するであろう。これらのうち、すぐれた海中景観の保護及び利用を目的とする海中公園の設定については、42年度において足摺国立公園、竜串見の越地区及び鹿島横島地区、吉野熊野国立公園潮の岬地区等の海域についての調査を実施したが、これらの調査に基づいて海中景観の保護及び利用に必要な諸措置についての検討が進められる予定である。

国立・国立公園等配置図

国立・国定公園等配置図



第1章 健康と医療

第4節 自然公園とレクリエーション

2 自然公園

(2) 自然公園の保護管理

自然公園は、自然景観の保護を基調とすべきものであり、自然公園の区域内においては、風致景観を維持する必要の度合いに応じて、特別地域が指定され、さらに、その中に特別保護地区が指定される。この特別地域及び特別保護地区の区域内においては、それぞれ一定の行為をするについて許可又は届出をさせることにより風致景観の保護を図っているが、地域制公園の性格上、公用制限の運用のみに依存しては、保護の徹底を期すことが困難である。

すなわち、民有地においては、各種行為を制限するに際して常に土地所有権等、私権との対立関係が生ずることとなるので、自然景観を所期の目的に沿ったかたちで完全に保護していくためには、公園の核心部についてはできるだけ公園専用の土地を確保するなどの措置が講ぜられなければならない。

昭和42年度に創設された国立公園内の民有地買上げ補助制度はこの点で画期的なものといえる。

42年度においては、富士箱根伊豆国立公園箱根地区にあつて貴重な存在となつている仙石原湿原約6万6,000平方メートル、白山国立公園手取川上流蛇谷の原始景観地約19万7,000平方メートルの土地買上げに対し、それぞれ神奈川県及び石川県に対して4千万円及び6百万円の補助(補助率1/2)を行なつている。今後さらに、この制度の充実を進めることとしている。

国立公園の管理は国で、国定公園はその所在する都道府県で行なうことになつている。国では現在55人の国立公園管理員と11人の都道府県委託技師が、日光国立公園管理事務所及び富士箱根伊豆国立公園管理事務所をはじめとする国立公園内41の主要地点に駐在して自然景観の保護、所管国有地の管理、自然解説等の利用指導等現地での保護管理業務に従事している。しかしながら、国立公園19万3,583.9ヘクタールにも及ぶ広大な面積を管理するためには、1人当たり約3万ヘクタールという大面積を受けもたなければならないことになる。

管理員の任務は非常に多岐にわたるうえに、最近の高度経済成長に伴う観光開発、産業開発の進展及び利用者の増大等による事務の量が急激に増加しつつある。したがつて、今後は管理事務所は順次各国立公園に設置し、それと平行して管理員の大幅な増員を図り、その機動力を大幅に増大する必要がある。

都道府県が管理する国定公園については、国立公園以上に現地の管理体制の整備が遅れているので、今後その充実を図るための諸施策について積極的に指導育成を図ることとしている。

国立公園及び国定公園の管理面において、広く有識者の協力活動を期待する趣旨で設けられている自然公園指導員は850人おり、自然の愛護、利用者指導、事故予防等の面においてみるべき成果をあげている。この制度は、1962年の第1回世界国立公園会議において注目されたところであるが、ボランティア活動としての特色を生かしつつその運用の改善が図られなければならない。

自然公園の利用の増大に伴つて美化清掃はますます重要な問題となつてきている。公園の快適な利用のためだけでなく、国土の美化を推進するうえからも重視されなければならないが、42年度においては、全国主要利用拠点である30か所の国立公園集団施設地区を中心に美化清掃を実施した。この美化清掃対策は37年度から地元都道府県、市町村の協力のもとに国立公園管理員が中心になつて、関係地元団体、地元関係業者を含めた美化清掃組織を結成し、主として春から秋にかけての利用シーズン中に美化清掃活動を実施し、大

きな成果をあげ、各方面から好評をもつて受けいれられている。今後も国立公園利用者の増大に備えて、実施か所を大幅に増加するよう努力していかなければならない。

また、国定公園及び都道府県自然公園についても、現地管理体制の整備とともに美化清掃組織の結成を指導育成するほか、国においても資金の助成措置を検討する必要がある。

美化清掃対策と並行して、40年度から国立公園内における樹木の害虫防除対策を実施している。自然景観の構成要素として最も重要なものは樹木の緑であるが、この樹木にとって害虫は大敵である。現在の防除対象は瀬戸内海沿岸から九州一帯にかけて発生が多くみられるマツクイムシである。42年度においては、厚生省所管の集団施設地区を中心とした10か所を実施した。害虫の発生については、その確実な予測は困難であるので、前年度の被害状況等から判断し、発生状況をできるだけ早くは握して、機敏な防除措置がとれるような体制をたてる必要がある。

なお自然景観の保護は、現存するすぐれた自然景観を対象とする消極的な管理だけにとどまらず、破壊された自然景観の復元についても対策を講じて、積極的な保護管理を図られなければならない。

第1章 健康と医療

第4節 自然公園とレクリエーション

2 自然公園

(3) 利用施設の整備

自然公園の利用施設は、それぞれの自然公園の特性に応じた利用が快適にできるよう、各公園ごとに決定された公園計画に基づき整備されている。その事業主体別の整備状況を国立公園についてみると、第1-4-1表のとおりである。

第1-4-1表 国立公園事業の執行状況

第1-4-1表 国立公園事業の執行状況

(単位：100万円)

	35年度		36		37		38		39		40		41		42	
	件数	事業費	件数	事業費	件数	事業費	件数	事業費	件数	事業費	件数	事業費	件数	事業費	件数	事業費
総数	587	9,065	554	14,229	598	15,566	656	25,174	805	29,001	677	18,465	772	19,528	768	34,309
厚生省(直轄)	27	75	37	90	40	118	45	140	72	207	75	235	84	269	76	284
地方公共団体 (国庫補助を含む)	157	1,227	161	2,954	180	3,372	210	4,225	254	3,603	228	3,233	234	4,238	237	7,701
その他の行政及び公法人	4	1,308	6	2,508	8	1,926	13	5,248	13	5,833	17	1,792	10	1,917	7	4,312
民間	399	6,455	350	8,673	370	10,154	388	15,561	466	19,358	357	13,201	444	13,104	448	22,012

厚生省国立公園部調べ

最近における自然公園の利用者の増加に対応して、利用施設の整備に投下される資金は、年々増加の傾向にあるが、その大部分が民間企業によるホテル、旅館、ロープウェイ等の有料施設に投ぜられ、一方、自然公園の基盤的な公共施設、すなわち、公園道、駐車場園地をはじめとして自然公園本来の目的であるところの、利用者が自然との交流を図るために必要な自然研究路、自然教室、解説施設等の公共利用施設の整備が著しく立ちおけている。実際に国立公園についてみると民間企業によつて整備されている宿泊施設等の公園事業の執行費は41年度において約131億円、42年度において約220億円に達しているが、国の直轄事業費及び国庫補助事業(補助率1/2)による公共施設の整備事業費は、41年度において、わずかに7億7,100万円、42年度において8億3,600万円にすぎない。

このように、年々増加の傾向にある公園利用者を受け入れる公共施設の現状は、質的に量的にも不足しているため、利用地域における混雑、自然の破壊等の現象をひき起こし、利用上著しく支障をきたしている。

今後の整備の方向としては、このような事態を改善し、健全な利用の増進を図るため積極的に施設の整備を図ることが必要であるが、施設の整備にあつては、利用者数、利用態様等を考慮して、利用者の安全確保を基調とし、特に(1)自然を理解し、自然に親しむための自然研究路(公園利用者がルートに沿つて歩きながら、自然のありのままの姿をパンフレットや解説板を利用して観察し、その理解を深めるための歩道)及び自然教室(公園利用者に対し、公園の自然や人文景観についての科学的知識の普及と適正な公園の利用方法の指導を効果的に行なうための総合施設)(2)利用者の集中する集団施設地区(宿泊施設、公共サービス施設等の利用施設を集中的に整備する地区)の自然環境を美しく保つための焼却炉や公衆便所等の環境衛生施設(3)山岳における事故を防止するための避難小屋、登山歩道、指導標等に重点をおいて整備を進める方針である。

42年度においては、たとえば、自然研究路については、国立公園にあつては、阿寒国立公園の阿寒湖畔、十和田八幡平国立公園の蕨温泉、霧島屋久国立公園の蝦野など11路線また、自然教室については、阿寒国立公園の阿寒湖畔、秩父多摩国立公園の三峰、中部山岳国立公園の上高地の3地区にそれぞれ整備が進められた。

一方、明治百年を記念して、大都市周辺に設定された明治の森、高尾及び箕面国定公園については、明治百年記念日(昭和43年10月)における開園を期して自然教室、路傍解説施設及び案内施設を、設けて自然研究路網を完成するとともに、あわせて

厚生白書(昭和43年版)

ピクニック園地,給水施設,駐車場等を造成するよう整備が進められている。

(C)COPYRIGHT Ministry of Health , Labour and Welfare

第1章 健康と医療

第4節 自然公園とレクリエーション

2 自然公園

(4) 国民公園及び墓苑

旧皇室苑地であつた皇居外苑,新宿御苑及び京都御苑は, 国民公園として昭和24年以来厚生省が管理することになり, 広く一般に利用され親しまれている。

皇居外苑は,皇居周辺の緑地及び堀の区域で,その面積は,95,6ヘクタールである。その利用者は全国から,年間約800万人に及んでいる。皇居外苑の主体をなす区域は,いわゆる皇居前広場であつて,その景観は,クロマツと芝ふで形成されている。ところが最近自動車の排気ガス等による大気汚染がおもな原因で樹木の衰弱が甚だしくなつたため,40年度から3か年計画で約500本の樹木を補植するとともに,樹木の洗濯,客土を行ない,景観の整備を図っている。なお皇居前広場を貫通する都道を大量の車両が往来し,公園利用及び樹木育成の障害となつているため,これを地下道にすべく検討しているが,設計上及び経費上の諸問題があり,まだ解決をみていない。

新宿御苑は,明治時代における和洋折衷の代表的庭園で,面積58, 3ヘクタール,年間利用者180万人に及んでいる。苑内には,約1,300本の桜樹があるが,このうち約1,000本が老齢化しているため,41年度から年次計画をたて補植を実施している。

京都御苑は,京都御所を囲む65,2ヘクタールの苑地で,松を主とする喬木と芝ふにより形成されており,京都市の中央公園的役割を果たすとともに,御所の参観者の増加に伴い,内外人の訪れも多く,その数は約600万人に達している。管理にあつては,42年度に苑内放送施設を整備して,静かな散策公園にふさわしい利用がなされるように努力している。

千鳥ヶ淵戦没者墓苑は,千鳥ヶ淵に臨む1,5ヘクタールの面積を有し,ここは戦後,海外の各地から送還された戦没者の遺骨約9万8千柱が安置されており,参けい者は年間約15万人に及んでいる。

第1章 健康と医療

第4節 自然公園とレクリエーション

3 温泉

わが国は、世界における有数の温泉国であつて、温泉地は国民の保健休養及び療養のための地として古き時代より広く利用されきわめて重要な役割を果たしてきている。

その特色とするところは、自然科学的にみれば、多数の火山活動の影響を直接間接に受けている結果、温度が高いこと、泉質が多種多様であること及びゆう出地がほぼ全国にわたっていることなどがあげられる。また、これを利用の実態からみれば、高温多湿の気候風土の影響による入浴慣行の普遍化及び医治効能に対する経験則的な期待感等を理由としてわが国独自の温泉利用が各地に多数発達してきたことなどがあげられる。

これらの温泉を保護し利用の適正を図るため、温泉法の規定に基づいて、温泉ゆう出目的のための土地掘さく、増掘、動力の装置及び温泉を公共の浴用又は飲用に供する利用等の行為はそれぞれ都道府県知事の許可にかからしめてい 昭和42年度における温泉法による全国の許可件数は土地掘さく1,236件、増掘189件、動力の装置662件及び浴用飲用1,992件に及んでいる。この結果、43年3月末現在における全国の温泉ゆう出源泉数は1万3,563か所(うち、自噴源泉5,521か所、動力の装置された源泉6,087か所、未利用源泉1,955か所)、そのゆう出総量は毎分1,207万リットル(1日換算144万トン)に及んでいる。また、全国の1,479温泉地には宿泊施設1万2,500か所、その年間(42年4月～43年3月)延べ宿泊利用者は9,600万人に達している。これによれば、大多数の国民が年に一度は温泉地に旅行して宿泊していることとなるがこの他に日帰り休憩の利用者を加えて考慮すれば旅行の中に占める温泉の存在の意義はきわめて大きい。温泉を利用する者の増大傾向は近年特に顕著であるが、温泉に入浴し又は飲用することが直接健康の回復ないし、増進に有効に作用するからであるばかりでなく温泉地の気候的立地条件が保養に適した要素を備えているためであるといわれている。温泉利用の医学的効用については、年々臨床実例及び基礎的研究が盛んになりその結果が疾病の予防、治療又はリハビリテーション等の温泉療養の面において実証されてきている。一方、人口の都市集中に伴う精神的緊張の緩和、労働時間の短縮に伴つて増大する余暇の健全な利用、諸種の公害からの避難等のため保健休養の場として温泉の利用はますます盛んになろうとしている。

しかしながら、増大する温泉利用にこたえるため、温泉ゆう出目的のための土地掘さく、増掘及び動力の装置に関する許可件数が増加して温泉地の開発が促進されてきた結果温泉の需要供給の関係がしだいに悪化し、温泉ゆう出量の減少、温度の低下及び泉質の変化等温泉源の衰退傾向を招来している事例が一部温泉地において見受けられるようになった。これの対応措置として、温泉地における新規の土地掘さく等の行為を自主的に防止させあわせて温泉の効率的合理的利用の増進を図らせるため温泉の採取及び分配に関する事業を集中的に管理する体制とそれに必要な施設を整備させることが緊要であるとする意見が高まりつつある。一方温泉利用施設に対してはその利用許可後の状況について常時適正な温泉利用が行なわれるよう温泉及びその利用施設について公衆衛生上の規制を強化して利用者の保護を図る必要がある。

なお、最近、温泉地が温泉の利用を軽視していたずらに歓楽的利用のみが高まる傾向にあるとの批判にこたえて温泉地の健全な育成を図ることを目標として国民保養温泉地の制度が設けられている。これは、自然の風景に恵まれ良好な環境のもとにある温泉地を、厚生大臣が、温泉の公共的利用増進のために指定する趣旨のものであり、43年3月末現在、全国で41地域85温泉地(関係市町村は50市町村)指定されている。国民保養温泉地においては利用者が健全な保養や療養本位の温泉地として利用できるように、それぞれの温泉地の特殊性に即して厚生大臣が温泉地計画を定めている。この計画は温泉浴場施設、宿泊施設、休養施設、温泉療養施設その他の温泉利用施設に関するもの及び風致、環境衛生、交通等温泉地の環境改善に関するものを含み、公共施設の整備については国民保養温泉地施設整備費補助金により順次整備されつつあるが今後は

計画目標達成のために財政措置の拡充の方途を開くことも検討することが必要である。

(C)COPYRIGHT Ministry of Health , Labour and Welfare

第1章 健康と医療

第4節 自然公園とレクリエーション

4 レクリエーション対策

(1) 野外レクリエーションの推進

わが国では、従来レクリエーションや娯楽という、とかく怠けて遊んでいることによりに受けとられがちであつた。しかし現代生活では、レクリエーションは、心身の疲労をいやすだけでなく、さらに明日の活力をわかせる仕事への熱意を奮い起こさせるという点で重要な意味をもっている。つまり、適当なレクリエーションを行なうということは、この機械化の進んだ現代を健全に生活するためには欠くことができないのである。野外レクリエーションは最も適切なレクリエーションであるといえる。

こうした社会的要求に対して、いち早く、対処しようとしたのは、おそらく「自然に親しむ運動」であろう。その発祥は昭和25年にさかのぼるが、43年も7月21日から8月20日に至る夏季の一か月を期間とし、自然環境を賢明に利用することにより、国民の保健休養教化の実をあげ、健全なレクリエーションの普及発達に資するために各種の行事が行なわれた。

野外レクリエーションの需要が目に見えて急増してきたのは、昭和30年代以降のことであつた。これに対処する新しい施策としては、主として家族旅行の容易化を図るために企画され、現に各層から喜び迎えられているものに国民宿舎と国民休暇村の制度がある。さらに42年度から始められた国民保養センターに対する融資も行なわれているがこれらの制度は野外レクリエーションを普及徹底させるのに、きわめて重要な役割を果たしているといつてよ野外レクリエーション施策はしかもしだいにその重要性を認められながらも、それにふさわしい位置を与えられてはいない。

将来の人口の年齢構造の変化が予想されているが減少する青少年人口の身心の健全な発達のため野外レクリエーションはさらに重視されなければならない、また増加する老人層への対策としては、静的、保養的な野外レクリエーションが大きな問題として浮びあがってくるであろう。今後最も重視されなければならない行政分野である。

第1章 健康と医療

第4節 自然公園とレクリエーション

4 レクリエーション対策

(2) 利用施設の整備

国民宿舎は31年度から、地方公共団体に対し、特別地方債の融資によつて整備されるもので、自然公園や国民保養温泉地等のすぐれた自然環境、だれでも気軽にしかも快適に利用できることを目標にして建設されている。その融資額は、31年度～42年度の11年間で厚生年金保険積立金還元融資が29億6,300万円、国民年金特別融資が64億1,900万円、合計93億8,200万円に達している。宿舎数も既に229か所を数え、その収容定員は2万4,526人に及んでいる(第1-4-2表参照)。利用者もまた逐年急速な伸びを示し、宿舎利用者は42年度において約245万人休憩利用者は約253万人に及んでいる。国民宿舎に対する社会的要請は、諸般の情勢からみて今後ますます増大するものと考えられるので、さらに融資額を増大するなどの措置を講じ、その需要に応じなければならない。新設するにあつては、全国的な配置の適正を考慮するものとし、既設宿舎については内容の改善はもちろん、子供づれ、あるいは老人を対象とする付帯施設の充実についても配慮する必要がある。

第1-4-2表 自然公園別国民宿舎設置数年度別融資額、利用者数

第 1—4—2 表 自然公園別国民宿舎設置数年度別融資額，利用者数

	総数	31年度	32	33	34	35	36	37	38	39	40	41	42
設置数(か所)	229	2	8	5	12	19	30	25	23	31	27	20	27
国立公園	78	1	6	2	5	9	9	6	11	10	12	2	5
国定公園	43	—	—	—	5	2	10	6	4	5	3	2	6
都道府県立公園	42	1	—	—	1	5	4	7	3	8	1	9	3
保養温泉	29	—	2	3	1	2	5	4	1	7	3	1	—
その他	37	—	—	—	—	1	2	2	4	1	8	6	13
収容定員(人)	24,526	252	933	467	1,309	1,516	3,201	2,818	2,506	3,978	2,691	2,150	2,705
融資額(千円)	9,382,000	32,000	133,000	110,000	262,000	351,000	924,900	886,500	817,000	1,513,000	1,247,500	1,295,500	1,809,600
厚生年金	2,963,000	32,000	133,000	110,000	262,000	351,000	285,000	133,000	113,000	513,000	202,000	474,000	355,000
国民年金	6,419,000	—	—	—	—	—	639,900	753,500	704,000	1,000,000	1,045,500	821,500	1,454,600
利用者数(人)	19,559,125	—	—	74,117	240,602	402,196	652,969	1,098,049	1,994,287	2,663,988	3,155,023	4,298,981	4,978,913
宿泊者数	9,262,569	—	—	25,716	100,865	177,346	317,389	479,656	894,528	1,247,741	1,519,803	2,047,422	2,452,103
休憩者数	10,296,556	—	—	48,401	139,737	224,850	335,580	618,393	1,099,759	1,416,247	1,635,220	2,251,559	2,526,810

厚生省国立公園部調べ

一方、国民休暇村は36年度から整備に着手されているのであつて、国立公園及び国定公園のすぐれた環境、低廉で清潔な宿泊施設を中心に、各種の利用施設を集团的に整備し、家族的利用を中心にした国民大衆の総合的、休養施設を旨とするものである。42年度までで全国に18か所約1,477ヘクタールにそれぞれの施設の整備を進めつつある。そのうち園地、駐車場等の基本的な公共施設については国又は地方公共団体が、宿泊施設等の有料施設については財団法人国民休暇村協会が建設し、その運営にあつている(第1-4-3表参照)。

第1-4-3表 国民休暇村年度別設置数、投資額、収容定員、利用者数

第 1—4—3 表 国民休暇村年度別設置数投資額、収容定員、利用者数

	総 数	36 年 度	37	38	39	40	41	42
設 置 数(か所)	18	10	2	4	1	—	—	1
国立公園	14	8	1	4	—	—	—	1
国定公園	4	2	1	—	1	—	—	—
投 資 額(千円)	4,487,737	536,348	809,909	412,483	497,081	676,898	787,156	767,862
公共投資	1,128,676	47,000	91,990	121,100	157,521	2,244,421	243,761	242,862
国立公園	781,769	38,000	67,890	84,000	124,257	141,000	161,400	165,222
国定公園	346,907	9,000	24,100	37,100	33,264	83,442	82,361	77,640
有料投資	3,359,061	489,348	717,919	291,383	339,560	452,456	543,395	525,000
営業地区数(か所)	—	—	3	8	12	16	17	17
収 容 定 員(人)	—	—	521	1,499	2,380	3,102	3,321	3,801
利 用 者 数(人)	2,060,380	—	5,454	134,539	231,508	401,083	609,831	677,965
宿泊利用者数	1,157,746	—	5,184	63,582	134,122	232,096	324,993	397,769
休憩利用者数	902,634	—	270	70,957	97,386	168,987	284,838	280,196

厚生省国立公園部調べ

これに対する42年度の投資額は約7億6,786万円であるが、そのうち公共施設に対する分は約2億4,286万円、有料施設へのそれは約5億2,500万円となつている。

こうした施設に対する国民の関心が深まり、周知されるにしたがつて利用は逐年増加し、42年度においては、宿泊と休憩とをあわせて約68万人に達している。また日帰り利用を目的とする国民保養センターへの特別地方債の融資は、42年度から新規事業であり、さしあたり本年度は国民年金特別融資枠から8か所に対し1億7,700万円の融資が決定している。